

関西学院大学神学部伝道者貸与奨学金規程

(目的)

第1条 関西学院大学神学部は、本学部キリスト教伝道者コース、本研究科前期課程キリスト教伝道者コース及び本研究科後期課程に在籍する正規の学生で、将来、伝道者となるべく献身の志を堅持しながら、経済的理由により就学困難な者を援助するために、関西学院大学神学部伝道者貸与奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。

(資金)

第2条 奨学金の資金は、次の各号をもってこれにあてる。

- 1 学院経常収入からの繰入金
- 2 神学部後援会よりの寄付金
- 3 神学部奨学基金の果実
- 4 この規程第13条の定める返還金

(資格)

第3条 奨学金を受ける者の資格は、次の各号をすべて満たすものとする。

- 1 関西学院大学神学部キリスト教伝道者コース、大学院神学研究科前期課程キリスト教伝道者コース及び大学院神学研究科後期課程の正規の学生である者
- 2 経済的に困難な状況にあり奨学金を必要とする者
- 3 本学部卒業または本大学院課程修了後、直ちに、日本基督教団の教会担任教師及びこれに準ずる者として献身する志を堅持している者

2 次の場合には出願の資格がない。

- 1 出願直前の年度における修得単位数が履修を届出たものの3分の2未満である者
- 2 休学中の者
- 3 原則として学部在学期間が4ヵ年、大学院博士課程前期課程在学期間が2ヵ年、大学院博士課程後期課程在学期間が3ヵ年を越える者（編入生については、これに準ずる。）
- 4 教学補佐に就任している者

(期間)

第4条 奨学金を貸与する期間は、当該年度限りとする。

(金額及び交付)

第5条 奨学金の年額は、授業料、及び教育充実費の合計額を上限とし、その4分の1を下限とする。

2 奨学金の交付は、原則として春学期及び秋学期の2回とする。

(申請)

第6条 奨学金の貸与を受けようとする者は、所定の書類を吉岡記念館事務室を経て、関西学院大学神学部伝道者奨学金委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出しなければならない。

(採用)

第7条 神学部伝道者貸与奨学生（以下「奨学生」という。）の採用は、神学部伝道者貸与奨学金委員会で決定する。

(委員会)

第8条 神学部伝道者貸与奨学金委員会（以下「委員会」という。）は、次の委員をもって構成し、神学部長を委員長とする。

- 1 学校法人関西学院常務委員会において選任された委員 1名
- 2 学部長、研究科副委員長、副学部長（学生担当）、副学部長（教務担当）
- 3 神学部後援会より選任された委員 1名
- 4 宣教師より 1名
- 5 卒業生たる牧師より選任された委員 1名

- 2 委員長が必要と認める場合は、神学部伝道者貸与奨学金事務担当者の出席を求めることができる。

(併 願)

第9条 奨学生志願者は「神学部後援会伝道者入学時貸与奨学金」「日本学生支援機構奨学金」等に出願することができる。ただし、すでに採用されている奨学金ならびに出願時にすでに併願している奨学金については、委員会に届け出なければならない。

(異 動)

第10条 奨学生または奨学生であった者が、次の各号の一に該当する場合、直ちに委員長に届け出なければならない。

- 1 奨学金を辞退するとき。
- 2 休学、退学または転部するとき。
- 3 本人、連帯保証人の氏名、住所、勤務先その他重要な事項に変更があったとき。

第11条 奨学生が次の各号の一に該当する場合、奨学金の交付を停止する。

- 1 奨学金を辞退するとき。
- 2 休学、退学または転部したとき。
- 3 委員会が奨学生として不適当と認めたとき。

(借用証書)

第12条 奨学生として採用されたときは、奨学金借用証書及び奨学金返還明細書を提出しなければならない。

(返 還)

第13条 奨学生または奨学生であった者は、奨学金返還明細書にもとづき本学部卒業または本大学院課程修了の日または退学、転部した日の翌日から貸与年数の4倍の年数以内に、奨学金の全額を返還しなければならない。

- 2 前項の奨学金の返還は、年賦の方法によるものとする。
- 3 この奨学金は無利子とする。

(返還猶予)

第14条 奨学生であった者が、次の各号の一に該当する場合、願い出によって奨学金の返還を猶予することができる。

- 1 本学部キリスト教伝道者コース、本大学院神学研究科前期課程キリスト教伝道者コース、本大学院神学研究科後期課程のいずれかに在籍するとき。
- 2 本大学院神学研究科博士課程前期課程または後期課程に進学準備中であるとき。(ただし、本学部卒業及び本大学院博士課程前期課程修了直後、1カ年に限る)
- 3 外国で研究中であるとき。
- 4 日本基督教団の教会担任教師の職にあるとき。
- 5 申告によって上記第4号に準ずると委員会が認めた職にあるとき。(上記第4号に準ずる職は別に定める。)
- 6 災害または傷い疾病、その他やむを得ない事由によって返還が著しく困難になったとき。

第15条 奨学金の返還猶予を受けようとする者は、年度ごとに次のいずれかの書類を添付の上、奨学金返還猶予願を提出し、委員長の承認を受けなければならない。

- 1 在学証明書(前条第1号に該当する者)
- 2 大学院神学研究科指導教員による証明書(前条第2号に該当する者)
- 3 外国で研究中であることを明らかにする証明書(前条第3号に該当する者)
- 4 教区議長等の在職証明書(前条第4号に該当する者)
- 5 前条第4号に準ずる職にあることを証明する文書(前条第5号に該当する者)
- 6 医師の診断書またはその事由を証明する書類(前条第6号に該当する者)

(返還免除)

第16条 奨学生であった者が、本学部卒業後または本大学院課程修了後、各号の一に該当する職について継続して3年を経た場合は、願い出によって返還未済額の全額または一部の返還について免除を願い出ることができる。ただし、各号の一に該当する職に就いた期間は、奨学金受領期間と重複してはならない。

- 1 日本基督教団の教会担任教師
- 2 申告によって上記第1号に準ずると委員会が認めた職（上記第1号に準ずる職は別に定める。）

2 奨学生または奨学生であった者が死亡または傷い疾病により返還ができなくなったときは、本人または連帯保証人の願い出によって返還未済額の全部または一部の返還を免除することができる。

第17条 奨学金の免除を受けようとする者（前条第2項に該当する場合は、本人または連帯保証人）は、次の各号の書類を添付の上、所定の奨学金返還免除願を委員会に提出し、委員長の承認を受けなければならない。ただし、前条第1項に該当する者は、過去3年間、年度ごとに猶予願を提出し、委員長の承認を受けていなければならない。

- 1 教区議長等の在職証明書（前条第1項第1号に該当する者）
- 2 第16条第1項第1号に準ずる職にあることを証明する文書（前条第1項第2号に該当する者）
- 3 死亡または傷い疾病であることを証明する書類（前条第2項に該当する者）

(所 管)

第18条 この規程の奨学金に関する事項は、委員会が所管し、事務は吉岡記念館事務室で行う。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、神学部教授会の議を経て委員会で決定し、学校法人関西学院理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 この規程は、1982年（昭和57年）4月1日から施行する。
- 2 この規程は、1984年（昭和59年）4月1日から改正施行する。
- 3 この規程は、1988年（平成10年）4月1日から改正施行する。
- 4 この規程は、2004年（平成16年）4月1日から改正施行する。
ただし、2003年度以前採用の奨学生における返還、返還猶予、返還免除等、返還に関わるすべての事項に関しては、旧規程（関西学院大学神学部貸与奨学金規程、1988年4月1日改正施行）を適用する。
- 5 この規程は、2006年（平成18年）4月1日から改正施行する。
- 6 この規程は、2008年（平成20年）4月1日から改正施行する。
- 7 この規程は、2011年（平成23年）4月1日から改正施行する。
- 8 この規程は、2013年（平成25年）4月1日から改正施行する。
- 9 この規程は、2015年（平成27年）4月1日から改正施行する。
- 10 この規程は、2016年（平成28年）4月1日から改正施行する。
- 11 この規程は、2019年（平成31年）4月1日から改正施行する。